

令和3年度感染防止対策協力支援金の申請について

本支援金は、下記の対象施設を管理する事業者が対象です。

なお、5月6日（木）以降は、要請内容等について変更があります。

対象施設	札幌市内全域の飲食店、カラオケ店（※1）（※2）	
要請内容	1	<p>【営業時間を短縮】</p> <p>4月27日（火）～5月5日（水）：営業時間は午前5時から午後9時まで</p> <p>5月6日（木）～5月11日（火）：営業時間は午前5時から午後8時まで</p>
	2	<p>【酒類提供時間を短縮】</p> <p>4月27日（火）～5月5日（水）：酒類提供は午前5時から午後8時まで</p> <p>5月6日（木）～5月11日（火）：酒類提供は午前11時から午後7時まで</p>
	3	「業種別ガイドライン（※3）」に基づく対策の徹底
対象期間	<p>要請内容1及び3については、</p> <p>令和3年4月27日（火）から5月5日（水）まで（9日間）</p> <p>遅くとも、令和3年4月29日（木）からご協力いただくことが必要（※4）</p> <p>要請内容2及び3については、</p> <p>令和3年5月6日（木）から5月11日（火）まで（36日間）</p> <p>遅くとも、令和3年5月8日（土）からご協力いただくことが必要（※5）</p>	
金額	<p>企業規模や売上高等に応じ、</p> <p>店舗ごとに1日当たりの支援金額を算出します（※6）</p>	

※1 酒類提供を行う施設、酒類提供を行わない施設ともに対象です。当初の要請発出前日（4月26日）時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。

※2 4月27日（火）～5月5日（水）の期間は、従来から午後9時を超えて営業を行っている施設が対象です。5月6日（木）～5月11日（火）の期間は、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設が対象となります。

※3 業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。

【URL】 <https://corona.go.jp/prevention/>

※4 協力開始が4月27日（火）よりも遅れる場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、4月28日からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。なお、4月30日（金）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。

※5 一方、5月6日（木）以降の要請内容の変更に伴い、新たに要請対象となった施設（例えば、従来から午後8時30分まで営業している施設）については、遅くとも5月8日（土）からご協力いただければ、5月6日（木）からご協力いただいたものとして支援金額を算出いたします。

※6 店舗ごとの1日当たりの支援金額については、次ページ（P.1）の方法で算出します。